

【韓国】 DNA 型データベースに係る法律の制定

海外立法情報課・白井 京

* 2009 年 12 月 29 日、韓国国会本会議は「DNA 身元確認情報の利用及び保護に関する法律案」を可決した(2010 年 1 月 25 日公布、7 月 26 日施行)。同法の目的は、DNA 型データベースの構築と運用による効果的な犯罪捜査と犯罪予防にある。

法制定までの動き

犯罪捜査において DNA 型分析の果たす役割は増大している。欧米諸国では 1990 年代半ば以降、DNA 型データベースの構築と運用に係る法律が制定されて犯罪捜査に活用されており、日本でも 2004 年から国家公安委員会規則によるデータベースの構築及び運用が始まっている(注 1)。DNA 型とは、個人を特定できる単純な「配列情報」であり、一般に想像されるような遺伝情報は含まれていない。しかし、この DNA 型を採取するための DNA サンプルは DNA 型だけでなくがんや精神疾患等にもかかわる遺伝情報をも含んでいることから、「究極の個人情報」でありその取り扱いには注意が必要とされ、人権との関係で様々な問題点が指摘されている。

韓国ではこれまで、DNA 型データベースをめぐる論争が続いてきた。1994 年には検察と警察が各々、関連法案を準備したことがあったが、DNA サンプルに含まれる情報の取り扱いにおける人権侵害への憂慮や、管理主体をめぐる組織間の対立などにより実現しなかった。

議論がはじまって 10 年以上たった 2006 年には、長年の反目を乗り越え法務部(省に相当)と行政自治部(同じく省に相当。現在の行政安全部)が共同で作成した「遺伝子鑑識情報の収集及び管理に関する法律案」が政府法案として国会に提出された。しかし 1960~70 年代の民主化抗争の経験から、国による人権やプライバシーへの侵害を懸念する声が根強く、国会での論争の末、最終的にこの法案は第 17 代国会終了(2008 年 5 月)と共に廃案となった。

その後、いわゆる電子足輪法の制定や性犯罪者情報のネット上での公開など(注 2)凶悪な犯罪に対する強硬策を指向する風潮のなかで、2009 年 10 月、改めて法務部と行政安全部による DNA 型データベースの構築に係る法案が提出された。この法案では、前回の議論を踏まえて、人権侵害との指摘を受ける可能性を出来る限り排除している。例えば、前回の審議で「情報の収集及び管理」という法タイトルに懸念が表されたことから、「情報の利用及び保護」に名称を変更している。また、対象となる犯罪の範囲を狭め、遺伝情報の保護規定をおくなど様々な修正が加えられている。

法律の概要

法律は、全 17 か条の本則と 3 か条の附則からなり、2010 年 7 月 26 日に施行される。制定の目的は、DNA 情報の収集、利用及び保護に必要な事項を定めることにより、犯

罪捜査及び犯罪予防に貢献することである（第1条）。国は、DNA サンプルの採取、管理、利用において人間の尊厳及びプライバシーが侵害されないようにしなければならない（第3条）と規定される。受刑者等の DNA サンプル採取は検察が、拘束被疑者の DNA サンプル採取及び犯罪現場における遺留 DNA サンプルは警察が所管する（第4条）とし、データベース管理主体を2つに分けている。

DNA サンプル採取の対象となる者は、放火、殺人、略取誘拐、強姦等の罪を犯した者として具体的に範囲が定められている（第5、6条）。遺留 DNA 型情報は、身元が明らかにならないものに限定してデータベースに収録できる（第7条）とする。

被疑者については、管轄地方法院（裁判所）判事が発行した令状によって DNA サンプルを採取することができ（第8条）、採取方法は口腔粘膜からの採取等、対象者の身体や名誉の侵害を最小化する方法を使用（第9条）するよう義務付けている。

DNA 型データベース担当者は、新しい情報を収録するとき、犯罪捜査のために検察官又は司法警察官が要請するとき、裁判所が刑事裁判において事実照会をしたとき、データベース相互間の対照のために必要なとき等に限ってデータベースを検索し、結果を回答することができる（第11条）とされる。

DNA 型データベースに収録したサンプルは、遅滞なく廃棄しなければならない（第12条）、受刑者が無罪や免訴等になった場合や、被疑者の疑惑が解消したときは、遅滞なくデータベースの情報を削除するよう義務付けられている（第13条）。

DNA 型データベースの管理運営を審議するために、国務総理の下に「DNA 身元確認情報データベース管理委員会」を置き、サンプルの収集、運搬、保管及び廃棄、鑑識の標準化等について審議するよう規定されている（第14条）。

業務目的外使用は禁止され（第15条）、虚偽の DNA 情報を作成したり改変した者には7年以下の懲役又は2千万ウォン（日本円で約160万円）以下の罰金を科し、目的外使用した者や情報を漏洩した者には3年以下の懲役又は5年以下の資格停止（法律に定める名誉刑で、一定期間一定の資格を停止するもの）に処するとしている。

なお、日本では足利事件を機に、冤罪を訴える者の DNA 鑑定の実施を保障する法制度の定立が急務であるとの指摘が出ているが、この点については今回制定された法律では特に規定されていない。

注（インターネット情報はすべて2010年3月19日現在である。）

(1) 各国の DNA データベース法制については、「シンポジウム 社会の安全と個人情報保護—子供を被害者とする性犯罪対策を中心に」『比較法研究』No.70, 2008, pp.2-79.を参照。日本では法律ではなく国家公安委員会規則で規定されていることから、法制定を求める声もある。例として日本弁護士連合会「警察庁 DNA 型データベース・システムに関する意見書」2007.12.21.<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/071221_000.pdf>

(2) 白井京「韓国における性犯罪者の再犯防止対策—情報公開と位置追跡電子装置」『外国の立法』No.234,2007.12,pp.200-229.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023405.pdf>>